

○中野市空家等対策協議会設置要綱

平成29年3月31日告示第46号

改正

令和6年3月31日告示第130号

中野市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項の規定により、中野市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、空家等対策の推進に関し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 協議会は、会長及び委員12人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 地域住民
  - (2) 学識経験のある者
  - (3) その他市長が必要と認める者

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の座長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(任期)

**第5条** 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

**第6条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、建設水道部都市建設課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年3月31日告示第130号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。